## 「鳥取県女性活躍推進計画」の策定について

平成28年4月21日 女性活躍推進課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「鳥取県女性活躍推進計画」について、パブリックコメントや関係機関等との意見交換等を経て策定し平成28年4月1日に施行しました。

今後は、計画の数値目標について進捗状況を毎年度チェックするとともに、地域の実情や住民のニーズを的確に把握し、PDCAサイクルにより「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を検証機関として施策の検証を毎年行うことにより、計画を推進していきます。

#### 1 鳥取県女性活躍推進計画 (案) に対するパブリックコメントの実施結果等

- (1) 募集期間 平成28年3月17日(木)から28日(月)正午まで
- (2) 周知方法・ホームページへの掲載
  - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場窓口における概要チラシの配架
  - ・報道機関への資料提供
  - ・新聞広告の掲載
- (3) 受付意見数 18件(8人)
- (4) 主な意見及びそれに対する考え方

項目	意見概要	考え方
非正規雇	非正規雇用の処遇改善に関して、「同一労働同一賃	「同一労働同一賃金に向けた国の議論に留
用の処遇	金」を目指すことを取り入れてほしい。	意しつつ、企業の処遇改善等雇用の質の向
改善		上に取り組む」旨の記載を追加した。
地域等に	職場における女性活躍だけではなく、「地域」にお	女性活躍推進計画は、女性の職業生活にお
おける女	ける女性活躍も取り入れてはどうか。	ける活躍に関する施策についてまとめたも
性活躍	「仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バラン	のある。なお、「地域における女性活躍」、「社
	ス」を「仕事も家庭も社会生活も充実するワーク・	会生活の充実」、「生涯を通じた男女の健康
	ライフ・バランス」としてはどうか。	づくり」については、男女共同参画計画で
	「生涯を通じた男女の健康づくり」は男女共同参	取り入れていく。
	画や女性活躍推進の基本。禁煙と受動喫煙の危害	
	防止は極めて重要であり、計画で女性を喫煙及び	
	受動喫煙から守ることを強調していただきたい。	

#### 2 関係団体等との意見交換等

- (1) 実施期間 平成28年3月17日(木)から25日(金)まで
- (2) 意見交換団体 鳥取商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所青年部、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取県男女共同参画推進会議、とっとり女性活躍ネットワーク会議、鳥取県建設業協会、鳥取県社会保険労務士会、レディーズ仕事ぶらざ鳥取
- (3) 受付意見数 23件
- (4) 主な意見及びそれに対する考え方

(1) 五 0/m3 m2 0 (1) 1 m3 1		
項目	意見概要	考え方
非正規雇	管理職増にだけこだわっていると、非正規の雇用	「同一労働同一賃金に向けた国の議論に留
用の処遇	改善がすくい取れない。そこを拾っていかないと	意しつつ、企業の処遇改善等雇用の質の向
改善	いけない。	上に取り組む」旨の記載を追加した。
農業分野	農業分野の経営参画があるが、内容が薄い。農業 の起業に偏っているように感じる。「いきいきと農 林水産業分野で女性が働く」とか「いろいろな働 き方がある」といった表現に工夫してほしい。	女性農林水産業者に対する「新規就業」として、具体的施策に「農林水産業への新規就業の促進」を追加した。

## 3 鳥取県女性活躍推進計画の概要

### (1) 策定年月日

平成28年3月31日

# (2)計画の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

### (3) 達成しようとする基本目標

- ①2020年(平成32年度)までの管理的地位に占める女性割合
  - ⇒25%以上(従業員10人以上の企業)
    - 30%以上(うち従業員100人以上の企業)
- ②輝く女性活躍パワーアップ企業登録数
  - ⇒平成32年度までに300社(平成27年度:41社)
- ③男女共同参画推進企業認定数
  - ⇒平成32年度までに750社(平成27年度:586社)
    - (うちイクボス宣言企業率)
  - ⇒平成32年度までに85% (平成27年度:20.5%)
- ④男性の育児休業取得率
  - ⇒平成29年度までに15% (平成27年度:2.7%)
- ⑤年度中途の保育所等の待機児童数
  - ⇒平成31年度までに減少(平成26年10月時点:89人)

# (4) 具体の取組内容(項目)

1 女性が	(1) 女性が能力を発揮できる環境づくり	
やりがいを	①女性活躍の機運醸成に向けた取組	
持ち活躍で	②管理的地位に占める女性割合「2020年25%(30%)」に向けた取組加速化	
きる環境整	③女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進	
備	(2) 女性の活躍の場の拡大と意欲向上	
	①キャリア教育等の推進	
	②女性のキャリア意識の向上・スキルアップ支援	
	③女性の総合的な起業支援	
	④建設分野等への女性の参入の促進	
	⑤自営業における経営参画や農林水産業における新規就業の促進	
	⑥非正規から正規雇用への転換・非正規の処遇改善	
2 女性が	(1) 働くことを希望する女性が、妊娠・出産等で離職しないように支える環境整備	
安心して働	①妊娠・出産等による離職の防止	
き続けられ	②仕事と子育ての両立の基盤整備	
る環境整備	③介護離職の防止	
	④妊娠・出産等で離職した女性の再就職支援	
	⑤各種ハラスメントの防止	
	(2) 仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備	
	①働き方の改革	
	②職場環境の充実	
	③男性の家事・育児等への参画促進	